

相続税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(調書の記載事項等)

第三十条 省 略

256 省 略

7 法第五十九条第三項ただし書に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 受託者の引き受けた信託について受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。以下この号において同じ。）別に当該信託の信託財産に属する財産を法第二十二條から第二十五條までの規定により評価した価額（当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。以下この号において同じ。）の合計額（その年の一月一日から当該信託につき法第五十九條第三項各号に掲げる事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者が同一である他の信託（以下この号において「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合には、当該信託及び当該従前信託の信託財産に属する財産を法第二十二條から第二十五條までの規定により評価した価額の合計額）が五十万円以下であること。

二 五 省 略

8・9 省 略

10 法第五十九條第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 省 略

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四條第四項の規定の例により届出をした者 同令第五條の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九條第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十五項に規定する税務署長）に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与

(調書の記載事項等)

第三十条 同 上

256 同 上

7 同 上

一 受託者の引き受けた信託について受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。以下この号において同じ。）別に当該信託の信託財産を法第二十二條から第二十五條までの規定により評価した価額（その年の一月一日から当該信託につき法第五十九條第三項各号に掲げる事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者が同一である他の信託（以下この号において「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合は、当該信託及び当該従前信託の信託財産をそれぞれ法第二十二條から第二十五條までの規定により評価した価額の合計額）が五十万円以下であること（当該信託又は当該従前信託についてこれらの信託財産を法第二十二條から第二十五條までの規定により評価することを困難とする事情が存する場合を除く。）。

二 五 同 上

8・9 同 上

10 同 上

一 同 上

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四條第五項の規定の例により届出をした者 同令第五條の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九條第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十五項に規定する税務署長）に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与

する方法

11 省 略

12 法第五十九条第五項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

13 〽 15 省 略

附 則

7 (事業が適正に行われていると認められる場合)

施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる要件の全てが満たされている場合とする。

一・二 省 略

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項、第四項若しくは第五項(無申告加算税)の無申告加算税又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税を課されたことがなく、かつ、当該各年において所得税法第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)の規定により徴収して納付すべき所得税に係る国税通則法第六十七条第一項(不納付加算税)の不納付加算税又は同法第六十八条第三項若しくは第四項(同条第三項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)を徴収されたことがないこと。

四〽七 省 略

第九号書式

信託に関する受益者別(委託者別) 調書 省 略

備考

一・二 省 略

三 「信託財産の価額」の欄には、信託財産に属する財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額(当該財産のうちこれらの

する方法

11 同 上

12 法第五十九条第五項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

13 〽 15 同 上

附 則

7 (事業が適正に行われていると認められる場合)

同 上

一・二 同 上

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項若しくは第四項(無申告加算税)の無申告加算税又は同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税を課されたことがなく、かつ、当該各年において所得税法第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)の規定により徴収して納付すべき所得税に係る国税通則法第六十七条第一項(不納付加算税)の不納付加算税又は同法第六十八条第三項若しくは第四項(同条第三項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)を徴収されたことがないこと。

四〽七 同 上

第九号書式

信託に関する受益者別(委託者別) 調書 同 左

備考

一・二 同 左

三 「信託財産の価額」の欄には、信託財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額を記載する。ただし、信託財産について

規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積
価額。五7において同じ。）の合計額を記載する。

四 省 略

五 摘要欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
を記載する。ただし、7の場合において、7に規定する従前信託につい
て信託に関する受益者別（委託者別）調書を提出しているとき、又は当
該従前信託以外の信託に関する受益者別（委託者別）調書で摘要欄に当
該7に規定する従前信託に係る7イからハまでの事項を記載したものを
提出しているときは、この限りでない。

1～6 省 略

7 その年の1月1日からその信託につき四1から4までに定める事由
が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者（受益者として）の権利
を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。）が同一である
他の信託（以下「従前信託」という。）について当該事由が生じてい
た場合で、当該信託の信託財産に属する財産を相続税法第22条から第
25条までの規定により評価した価額と当該従前信託の信託財産に属す
る財産をこれらの規定により評価した価額との合計額が50万円を超え
ることとなることからこの調書を提出することとなつたとき 当該従
前信託に係るイからハまでに掲げる事項

イ～ハ 省 略

六・七 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十条第七項第一号の改正規定、同条第十項第二号の改正規定及び
第九号書式の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和五年一月
一日
- 二 附則第七項第三号の改正規定 令和六年一月一日

当該規定により評価することを困難とする事由が存する場合は、この限
りでない。

四 同 左

五 同 左

1～6 同 左

7 その年の1月1日からその信託につき四1から4までに定める事由
が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者（受益者として）の権利
を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。）が同一である
他の信託（以下「従前信託」という。）について当該事由が生じてい
た場合で、当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25条までの規
定により評価した価額と当該従前信託の信託財産を相続税法第22条か
ら第25条までの規定により評価した価額との合計額が50万円を超える
こととなること、又は当該信託の信託財産を相続税法第22条から第25
条までの規定により評価することを困難とする事由が存することから
この調書を提出することとなつたとき 当該従前信託に係るイからハ
までに掲げる事項

イ～ハ 同 左

六・七 同 左

(調書の提出を要しない事由に関する経過措置)

第二条 改正後の相続税法施行規則(以下「新規則」という。)(第三十条第七項第一号の規定は、令和五年一月一日以後に相続税法第五十九条第三項各号に掲げる事由が生ずる場合について適用し、同日前に当該事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第三条 新規則第九号書式は、令和五年一月一日以後に相続税法第五十九条第三項各号に掲げる事由が生ずることにより提出する調書について適用し、同日前に当該事由が生じたことにより提出する調書については、なお従前の例による。

2 新規則第九号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第九号書式に定める調書をもってこれに代えることができる。